

## 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の公表について

当組合では、少子化対策として施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を策定のうえ東京労働局雇用均等室に届出を行い、行動計画を実施しております。

### 全東栄信用組合行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間

#### 2. 内 容

目標1	令和8年6月までに3歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務の措置を原則として適用できるようにする
-----	---

<対策>

令和7年4月～

- ①職員のニーズの把握、制度化に向けた検討
- ②特定の職員に業務量が偏ることのないよう担当業務の平準化を図る

令和8年7月～

組合としての短時間勤務に関する考え方の周知

目標2	職員（フルタイム勤務）全員の所定外労働時間を1人当たり年間5時間未満とする
-----	---------------------------------------

<対策>

令和7年4月～

- ①各部店の退館記録を週次にて確認する
- ②管理者に対して部店別・職務別時間外勤務平均時間を還元し、所定外労働に対する管理・指導の徹底を図る

目標3	年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間13日以上とする
-----	-------------------------------

<対策>

令和7年4月～

連続休暇取得計画等に基づき各部店の取得状況を確認し、計画と乖離がある、または取得率が低い部店については、原因調査を行い、取得を促す。